

平成 19 年 7 月 31 日



各 位

会 社 名 日本レストランシステム株式会社

代 表 者 の

役 職 氏 名 代表取締役社長 山 内 実

(コード番号：2775 東証第1部)

問 合 せ 先 取 締 役

責 任 者 管理本部長 木 高 毅 史

電 話 番 号 03(5456)0123(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 19 年 7 月 23 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」について、平成 19 年 8 月 28 日開催予定の第 34 期定時株主総会において下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の臨時株主総会において、株式会社ドトールコーヒーとの共同株式移転により、完全親会社「株式会社ドトール・日レスホールディングス」を平成 19 年 10 月 1 日付で設立し、当社がその完全子会社になることについてご承認いただきました。同社の決算期（事業年度の末日）が毎年 2 月末日であるため、決算期を合致させることにより、経営活動の一層の円滑化と効率的な連結事業運営を行うことを目的として、決算期（事業年度の末日）を「毎年 5 月 31 日」から「毎年 2 月末日」へ変更を行うものであります。これに伴い、基準日、招集、事業年度、期末配当金、中間配当金の条項を変更し、新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) <u>第12条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</u></p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎年8月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第45条 (条文省略)</p> <p>(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、<u>毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</u></p> <p>(期末配当金) 第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(招集) 第12条 定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第13条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度) 第45条 当社の事業年度は、<u>毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</u></p> <p>(期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> <p>(附則) <u>第35期の事業年度は、第45条(事業年度)の規定にかかわらず、平成19年6月1日から平成20年2月末日までとし、第47条(中間配当金)の規定による中間配当金は支給しないものとする。なお、本附則は当該事業年度が終了したときこれを削除するものとする。</u></p>

以上